

宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から白石市外二町組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

(別紙)

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合同規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、白石市外二町組合」を削る。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮城県市町村職員退職手当組合同負担金条例第6条第1項の規定により白石市外二町組合が令和5年3月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合同に納付した負担金の総額と同日までに退職した白石市外二町組合職員に支給した退職手当の総額との差額（以下「脱退清算金」という。）は、白石市外二町組合同規約に規定する持分の割合により、白石市が86.7パーセントを、蔵王町が8パーセントを、七ヶ宿町が5.3パーセントを脱退清算金として納付するものとする。